

大分市自治基本条例検討委員会 第8回理念部会 議事録

日 時 平成22年5月18日(火) 14:00～16:00

場 所 大分市役所議会棟 3階 第5委員会室

出席者

【委員】

井手口 良一、川辺 正行、近藤 忠志、中村 喜枝子、廣次 忠彦、村田 英明
の各委員(計6名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、
同主査 永野 謙吾 同主査 足立 和之 (計6名)

【プロジェクトチーム】

(企画課長 玉衛 隆見)

【オブザーバー】

総務課法制室 室長 伊藤 英樹(1名)

【傍聴者】

無

次 第

1. 開会
2. 議 事
 - (1) 条文案について
 - (2) その他(次回開催日程等)

< 第8回 理念部会 >

事務局

それでは、ただいまより、大分市自治基本条例検討委員会第8回理念部会を開催いたします。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。前回と同じく、「理念部会検討経緯」というレジユメをつけております。また、宿題となっておりました市民部会の検討経緯の結果も添付しております。

それでは、理念部会の議論を、レジユメを基にご説明してまいります。

まず前文についてですが、第11回の全体会で「広い意味での『教育』とい

った観点から、次世代に受継いでいくものを具体的にしてはどうか」という意見についてご議論をいただいたところでございます。

この議論については3ページをお開きください。基本的には、前文の中で「教育」を大々的に謳うというところまではなかったのではないかと受け止めておりますが、「インデックスとして、一行でも入れられないか」というご意見と、「前文には次世代に引き継いでいくというニュアンスが既に込められているので、これ以上記述が増えるのはいかがなものか」というようなご意見がございました。

また、自治基本条例はまちづくりの基礎になる条例であるという観点から、「『教育』というものを入れるのに違和感がある」や、「大人も子どもも一緒になってまちづくりに取り組んでいくことが、次世代につながっていくのではないか」といったご意見もございました。

この他、委員さんからも「『教育』を捉えるとしたら」ということで案のご提示をいただいたところでございますが、「子どもの権利・義務」にも関わる部分でもあるということから、「市民の権利・義務を検討する部会に投げかけて欲しい」というご意見もありましたので、14日（金）に開催されました「市民部会」の議論の概要をペーパーで添付しておりますので、本日の議論の参考にさせていただければと思います。

次に、「目的」案についてですが、5ページをお開きください。内容的な部分については議論はなかったと思いますが、文章のつながりについてのご指摘をいただきましたので、その結果としてのパターンを下段に（第2案）（第3案）とお示しております。

ただ、自治基本条例は、現在5部会でバラバラに議論をしているのが実際でありますので、現状では全体を俯瞰して見る事が出来ないという状況がございます。法制室職員からも「条例全体を見てからの調整でも良いのではないか」という助言もあったところです。

そのような観点から、本日は文脈もさることながら、内容的にこの「目的」のイメージが大分市の自治基本条例にそぐうものであるかどうかというものが確認出来れば良いのではないかと考えております。

次に、基本理念についてですが、6ページをお開きください。1項の「豊かな暮らし」の部分について、「幸せな」という表記の方がより良いのではないかとご意見をいただいたところです。今回は7ページに修正案をお示しておりますが、表記を変えたものを第2案としております。その下の《解説案2》でも

「豊かな」を「幸せな」に置き換えて表現しております。委員の方からご指摘があったように、言葉を置き換えても文章的にはよろしいのではないかと考えております。

次に、基本原則についてですが、8ページをお開きください。後述します用語定義の関連で、「市民」の定義が確定すると、1項の「市民総参加の原則」の項目で、「性別、年齢」を謳うことがくどくなるのではないかとご意見や、その内容は3項の「平等と機会均等の原則」の方で謳う方がよりふさわしいのではないかとご議論もありましたので、9ページになりますが、そのように修正したものを（第2案）として載せております。

また、説明文の末尾を「原則」としておりましたが、「タイトルのところと言葉がダブっているのでは」というご指摘がありましたので、同じ（第2案）で末尾を「こと」と修正しております。

原則の案作成にあたっては、部会での議論や他都市の例でも項目・説明という構成の市があったことから、現状の表記としたところではありますが、「基本理念と同様に、項目だけの表記で良いのではないか」というご意見もありましたので、そのパターンも下に併記しておりますので、これについてもご議論いただければと考えております。

最後に言葉の定義についてですが、11～12ページをお開きください。「市民」の定義は「市民部会」で検討された内容で良いとのご意見をいただきましたので、理念部会としても市民部会の案を取り入れたところでございます。

「協働」については、「市民に責務を負わせるものではない」という点について議論していただきましたが、基本的に理念部会の皆様のご意見としては、「『協働』は責務を負わせるものではないことは言わずもがな、自明のことである」という共通認識であったと思います。

ただ、「対等の立場」という言い回しについて、「市民主権の観点から見ると『対等』というのはいかがなものか」といった意見もありましたので、「手を取り合い」という表現で文章を修正しております。

以上が前回の部会での議論でございました。本日の検討のご参考にしていただければと思います。それでは、進行を部会長さんをお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。それでは、既に議論もかなり積み重ねられているんですけども、今日は最終的にきちんと押さえていこうと思っています。

まず、前文のところですけども、今の事務局の説明でも触れられていますが、「『教育』をどうするか」という問題が残っているのかなど。それ以外は、大体良いのかなという感じで思っていますけれども、それについてご意見をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局

部会長よろしいでしょうか。先ほどの担当説明の中で、前回、委員さんの方から前文に関連して子どもに関するところの条文案のご提示をいただきまして、「市民部会の方でも検討して欲しい」というお話がありました。その概要について、先にご説明させていただいてよろしいでしょうか。

「市民部会での（子ども・教育・育成等）に関する検討内容」というワンペーパーでお示ししておりますが、委員さんの条文案を先週の金曜日に「市民部会」で提示させていただきまして、一通り目を通していただきました。

「市民部会」では、検討の当初から、「地域社会におけるまちづくりなどを次世代に引き継いでいくことの重要性」というものが議論されてきました。

それと、他部会におきまして「『教育』というものが盛り込めないか」というご意見や、全国的な自治基本条例の文面も「大人に関わる部分が大半」であることから、当初より何らかの形で「教育」を含めた子どもに関する条文を盛り込めないかという検討を進めてきたところでございます。

以上のことから、今回、条文案を作成するにあたりまして、次の項目を盛り

込むということで予定をしているところであります。なお、ここに書いてある項目は、そっくり条文案ということではございませんので、「確定していないもの」ということで参考にお聞きください。

まず、(市民の権利)ということで、当然、「市民はまちづくりに参画することが出来る」という前提はございますが、それに併せて、「子どもも、年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことが出来る」ということを盛り込む予定にしております。

市民の定義の中で、広く市民を捉えるように設定していますので、当然、「子ども」も市民に含まれているのですけれども、中でも「参政权がない子ども」においても何らかの形でまちづくりに参画できることを別出しにして謳っていかうというねらいでございます。

その次でございますが、「子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる」ということを盛り込んでいかう。これは、まちづくりを継続していくためには、まず、次の世代に確実に地域社会を担ってもらわなければならないということで、そのためにも子どもには、健やかに育つ環境を求めることができるということを敢えて別出しにしたところでございます。

その権利に対応しまして、(市民の責務)のところ、「将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つ環境作りに努めること」も必要ではないかということで、これは、市民として、次世代を育てる意味も含めて、大人の目線から子どもを家庭・地域・学校等が連携して育てる環境作りが必要であるということ謳うねらいということで、現在この3項目を子どもに関して「権利と責務」ということでそれぞれ謳っていかうということを「市民部会」では結論付けているところです。

ですから、理念部会でもご検討いただいております、次世代に「引き継いでいく」と前文でも載っておりますけれども、そういった部分と他の部会でも出ました広い意味での「教育」といった部分を考慮したうえで、「謳えらしたらここではなかるうか」ということで、市民部会の方で検討した内容ということになっております。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。ということで、「市民部会」の方でかなり具体的な議論をやっていただいているわけで、理念部会としては、前文のところに「わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいく」という言葉から「市民部会」にバトンタッチしたという形になるわけですね。

そういうようなことで、「前文はこれで良いじゃないか」とお考えになるのか、それとも、「もう一言、付け加えた方が良い」とおっしゃるのか、ここら辺はいかがでしょうか。

委員

ちょっとよろしいですか。議論が外れるかもしれないんですけれども、3ページの前文の今の段階のところ、「わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいく」というところは良いと思うんですけれども、その前、「豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを」となっていますよね。

単純に読むと、現在、「豊かな自然環境と平和で幸福な暮らし」というものが

<p>部会長</p>	<p>既にある、それを「守って引き継ぐだけ」というふうにニュアンスとして受け止められるのかなと思うんですね。</p> <p>基本理念のところに「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」と書いてあるので、実現というか、作りながら次の世代に引き継ぐというようなことになれば、ただ「引き継ぐ」と言うよりも、子どもも一緒に作っていくというニュアンスになるのかなと思います。</p> <p>そうしないと、大人が作って「俺たちが作ったから引き継げよ」というような雰囲気になると思うので、子どもも一緒に作って、その子どもが大人になって、またその子どもに引き継ぐというような文になれば良いなと思います。</p> <p>世代、世代で、ぶつっと切れているんじゃなくて、リンクしていきながら一緒に築いては送り、築いては送りということですね。それはどういうふうに表現したら良いでしょうか。</p> <p>実際には、子どもたちも成長していくという過程で、大人の姿を見ながらずっとその後をついてくるわけですね。それは大体、今の前文でそういうニュアンスでできているんじゃないですかね。</p> <p>「引き継いでいく」というのが問題なんですかね。表現として何か足りないんじゃないでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>「教育」という言葉であれば、大人が子どもにという形に思いますよね。ですから、「生涯教育」という言葉がありますよね。こういうものを使ったら、大人も子どもも生涯教育を受けるということで、全体的に誰もが教育をされなければいけないということになるんじゃないでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>「生涯学習」ですよ、正確には。</p>
<p>部会長</p>	<p>「生涯学習」と言うと、ちょっとずれてくるような感じがしますよね。と言うのは、学校を終えて社会人になってもなおかつ学び続けていくという、「生涯こつこつ学ぶんだ」ということなんですけれども、そこまでいくと理念部会の前文案とか、このまちづくりとかの議論からすると踏み込みすぎになるんじゃないかなという気がするんですけれども。</p> <p>「教育」というのは、「学校できちっとした専門家に教えてもらう教育」と、「親の背中を見て育つという教育」と、「友達と遊び合っていくうちにだんだん知恵がついていく教育」といろいろあるわけですね。で、あんまり踏み込みすぎると自治基本条例とは違うかなという気がするんですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>最初の委員さんが言った部分は、気持ちとしてはごもっともなんですよ。 「豊かな自然なんていうものが本当にあるのか」、「今本当に平和なのか」、「今本当に完璧に幸福な暮らしをしているのか」と言われれば、皆、「No」ですよ。</p> <p>だから、「現在進行形で築き上げつつあるもの」を、そのまま引き継いでいくんだから、そして、「わたしたち」という言葉に、いずれ孫の世代がこの「わたしたち」という言葉を使う日が来て、我々の玄孫が孫になるわけだから、そう</p>

という意味では、ずっと連綿と続いて「ing」でいくんだから、この表現を変える手立てがないんじゃないかと思うんです。

委員さんが言いたい事は良くわかるんだけども。気持ちとしては。

どうせ、「永遠に築き上げていかざるを得ないもの」であるから。「平和」一つとっても、「今は戦争していないからイコール平和だ」って言っても、日常、努力をして、ぎりぎりの線で、いろんな形で守っていかなければ平和なんて維持できないものなんだから。常に「ing」なんですよ、全てが。

それは、もう最初の文章になる前の、我々全体の議論の了解のもとに「ing」であるということが…。人間のすることなんですから、どうせ100%は無いんだから。でも、「100%に近づけていくんだ」という了解のもとに、このような文になっているんであって。

それと「教育」なんです。私が「教育」という言葉表現として使いたくなかった一番大きな理由はですね、「教育」という言葉を使ったときには「義務」が伴うんですよ。じゃあ、今義務教育であるじゃないかということがあっても、「義務教育」というのは、保護者に対しては義務を課しているけれども、学ぶ側の子どもには義務は無いんです。子どもが「勉強したくない」と言えば、勉強しなくても良いんですよ。

でも「勉強したい」と思っている子どもたちに、それだけの環境を整えてあげるのが我々大人の義務なんだということから言うと、「教育」ではなくてやっぱり、「学ぶ環境を用意してあげるんだ」ということですね。でないと、あまりにもムチで叩いて勉強させるという方向になってしまいかねないので。

事務局

よろしいですか。補足でございます。今、委員さんから、「豊かな自然環境と平和で幸福な暮らし」は常に「ing」、現在進行形であるんだというご発言をいただきましたけれども、他の自治体の条文について参考になるかわかりませんがご紹介します。

熊本市であれば、「発展させ次世代へ引き継ぐ」とかですね、そういった社会を築き上げて引き継いでいくとか、高松市でも「発展させ」とかですね、そういうふうに、「発展させ」であるとか「築き上げ」というようなワンフレーズを入れながら、今の「ing」を表現するようなところはあるようでございます。

委員

それはちょっと思ったんだけども、「豊かな自然環境」を「発展させ」とか言うのかなと思って。「平和で幸福な暮らし」にはつながるけれども、前の「自然」とかの言葉はどちらかというと「守る」とか言ったりするイメージの方が強いので、言葉としてつながらないんじゃないかなと…。

委員さんが言った話で良いのかなと、今、ちょっと思っています。

部会長

まあ、自治基本条例では「教育」を取り上げるのが本旨ではないわけですから、別に今の教育制度との関連でとか、自然や平和の在り方をどう評価するのかということまでは踏み込まなくて良いと思うんですけども。

社会が、そういう子どもたちを育てる育て方に注目しているとか力を注いでいるとか、そういうことに熱心であるというようなものにしていきたいと私は思うんですけども、ただ、それを自治基本条例で謳うことが本当に良いのか

	<p>どうかというのは、また別の問題になるという気がします。</p> <p>「市民部会」で、そういうことを、かなり我々の部会よりも自由に議論して作っていただいているので、こちらにバトンタッチしておいても良いのかなとも…。</p> <p>我々は、「今ある大事なものを、より発展させてさらに引き継いでいくんだ」というところで収めておいても良いんじゃないかなという気がするんです。</p> <p>何かそこまでの議論で前文として「まだ足りない」ということは感じておられますか。</p>
委員	<p>委員さんの視点というのは大切に、本来忘れちゃいけない部分ではあるんですよ。だから、他所の部会から同様の疑問がどんどん出てくるようだったら、再度考えてみないといけないかもしれないですね。</p>
部会長	<p>特に今、議論をしなくてはならないという状況でもありませんから…。</p>
委員	<p>まあ、基本理念のところでも、そういうまちづくりをするということを謳っていますからね。</p>
部会長	<p>この「市民部会」の案は、かなり絞り込まれた案になっているんですか。</p>
事務局	<p>そうですね、「権利」の部分については概ね「この流れでいこう」ということになっています。「責務」についてはまだ検討中ではあるんですけども、権利に対応する何らかの責務は、「大人がこういう環境を作っていかなければならない」というようなところは必要ではなかろうかということで議論しています。</p>
部会長	<p>「市民部会」の文案はこういう形でしっかりできてくるとすると、ここに任せておいて良いんじゃないかなという気はするんですけども、どうですか。</p>
委員	<p>この中に一つ視点が外れていると思うのは、一番最初の全体会議のときに出た、「子どもにも義務はないのか、権利ばかりで良いのか」という議論があったんだけど、ここにあるのは「子どもの権利」と「子どもに対する市民の義務」だから、「子どもの義務」がここに出てきていないんですよ。</p> <p>もちろん、「子どもに義務を負わせる」と言っても、限界が当然あるわけですから、「子どもが社会の一員としてこれだけはわきまえてもらいたいというものを何にするのか」というところだけが視点として抜けているような気がします。</p>
事務局	<p>「市民部会」でもその辺のところ議論として出たんですけども、「子どもに責務を負わせるのはどうかな」というようなご意見もございました。</p> <p>それで、そこのところはあまり深く議論にならずに、このような文案になっているんですけども、「子どもは子どもなりの権利はあるだろうけれども、子どもを育てるのは大人の責任である」という流れの議論になっていました。</p>

委員	<p>僕は前回、子どもの側から見た義務の条文を一つ作っていたでしょう。そこで言っているのは、「他人の立場になれるかどうか」ということだけでしたよね。それを「子どもに負わせる部分」として想定したんですよね。</p> <p>そのくらいの緩やかな義務というものは、与えるというか、期待しても良いんじゃないかな。</p>
部会長	<p>子どもを育てるのには、やはり「権利」とか「義務」とかというようなことも、将来の社会人を育てる意味では段階を踏んで教えていかないといけないでしょうし、そういうものを意識して「人のために社会のために、自分も何かやるんだ」という気持ちにさせるようなことを育てていかないといけないと思うんですよね。</p> <p>ただ、それを自治基本条例の中でどこまで謳うかというのは、ちょっと難しいところがありますから、あまり深く掘り下げる必要はないと思うんですけれども。</p> <p>今までのような形で、「子どもを大事に育てよう」というようなことから行き過ぎがあって、何でもかんでも子どもの目線に合わせるというような形のものが随分と広がった時期があったと思うんですよね。</p> <p>だから、そういうものからすると、子どもには子どもなりの、やらなくてはいけないことはきちっとやりなさいというようなことを、大人がある程度言っていかなければならないだろうし、それをしたら、良くやったとほめていくことも必要だろうし、大人が教育的な態度を常に忘れずにいることが大事だと思うんです。</p> <p>そういうものを、「市民部会」の方でこういうふうに書いていただければ、理念部会ではそこまで書かなくて良いと思うんです。そこら辺の最終的な仕上がりが具合は注目しておかないといけないという気はするんです。</p> <p>ですから、そういう意味から言うと、理念部会の検討内容から言って、前文については、大体それなりに出来上がっているんじゃないかなというふうに私は思いますけれども、何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>この（第3案）を我々の最終案として全体会に投げかけて、先ほどの委員さんのような視点の指摘が出てきたら再度議論をしていくということで良いんじゃないでしょうか。</p>
部会長	<p>そうですね。そういうことで、前文の内容と、「教育」に対する取組みについては整理したいというふうに思います。</p> <p>後は前文について変えた方が良いというようなことはありませんか。もし、あればちょっと述べていただきたいのですが。</p> <p>私は、前からちょっと気になっていたのですが、「生きた証」という言葉はどうなのかなと思っていたんですけれども、これを解説していただけないでしょうか。「わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながる」というところなんですけれど。</p>
委員	<p>実は、前文案を作るときに、私は委員さんと同じ疑問を持ったんですよ。「i</p>

	<p>ng」の姿勢とか、やる気のようなものを引き継いでいくか、できあがったものを、もちろん、未完成品ですけれども、「俺たちはここまで仕上げた、ここから先はお前たちがやってくれ」という形で引き継いでいくのか、そのどちらをとるのかというようなことを頭の中でまとめているときに、その先のところで姿勢を謳っておこうということで、これを入れたんです。</p>
部会長	<p>姿勢というのは、「ここまで仕上げたぞ」ということですか。</p>
委員	<p>少なくとも「大分市民は、自分たちがこのまちに住んで、自分達の人生を築くのに一生懸命だぞ」ということを、まず言うっておこうということで入れたものです。</p> <p>やっぱり、一人ひとりの人間の実感がなければ、幸せには結びつきませんし、私たちがやっていることが、時代に逆行していることではない、本当に微々たるスピードかもしれないけれども着実に未来に向かっていくんですよという自覚というか自信がなければ、まちづくりは出来ませんよ。</p>
部会長	<p>で、「生きた証」というのは今の中学生辺りで理解出来る言葉でしょうか。</p>
委員	<p>おかげさまで、最近の若いアーティストの歌詞の中にも出てくるんですよ、こういうフレーズが。だから、大丈夫なんじゃないかと思います。</p>
委員	<p>最初の「豊饒の海」かな、「この言葉はわかるかな」というのがあるんです。ここの自然が豊かなところは、最後の「自然環境」や「豊かな暮らし」につながってくるのでわかるんですけれども、もう少し易しい言葉は無いのかなと。「豊か」という言葉を使うと、その言葉ばかりがいっぱい出てきてわからなくなるような気もするから。</p>
委員	<p>まあ、三島由紀夫の小説の題名にもあるし、大分市の豊饒（ぶにょう）という地名もありますから。</p>
部会長	<p>それでは、これについては、あまり異議申立てはないですかね。</p>
委員	<p>あったら、また検討しないといけないでしょうけれど、中学生で習う漢字でもありませんし。</p> <p>常用漢字でもありませんけれども、大分市にある地名ですから。</p>
部会長	<p>他には無いでしょうか。それでは前文の文章については、ここにある3ページの（第3案）で良いわけですね。まだ他所の部会から追加注文が来ますかね。</p>
事務局	<p>逆に、もしあるとすれば、全部会の案を一つに並べたときに出るのではないかと思います。今時点では出ておりません。</p>
委員	<p>よろしいでしょうか。前文では「幸福な」というふうに書いていますよね。</p>

	<p>7ページの基本理念のところでは「幸せな」という提案がされています。どちらかに統一しておいた方が良くないでしょうか。</p>
部会長	<p>いかがでしょうか。</p>
委員	<p>「自然環境」、「平和」と来たものですから、どうしても漢字二字の音読み言葉にならないと、バランス、リズムが取れないんですよ。だけど、統一した方が良いとなると、基本理念の表現を「幸福」にするか…。前文の「平和で幸福」というのは一つのつながった言葉ですので、「幸せ」にすると片方音読み、片方訓読みというのはなかなか…。</p> <p>だから、変えろとすれば基本理念の方…、でもここは「幸せ」の方が好きだなあ…。こっちは(対応する言葉が)「暮らし」ですからね、「幸せ」と訓読み同士でつながりますから。</p>
委員	<p>そのままが良いか…。</p>
委員	<p>「どうしても変えよう」という意見が出たら考えましょうよ。</p>
副部会長	<p>この前も私言ったと思うんですけど、ダブるような気がしてならないんですよ…。</p>
委員	<p>おっしゃっているのは、以前、議論をした「幸福な生活」の中には「平和な暮らし」も含まれているはずだから、二度同じニュアンスを言う必要はないじゃないかということですね。</p> <p>いわゆる必要十分条件として、ぴったり合致している言葉ではないので、少し膨らませるためには、両方あった方が良いのかなと思います。それと、大分市が「平和都市宣言」をしていますので。</p>
事務局	<p>前回のご議論のときには、「『平和』は『状況』である、『幸福』はその人の『主観』であるので並列させましょう」ということで議論が終わっていたと思います。</p>
部会長	<p>そうすると、どうすると収まりが良いんでしょうか。</p>
事務局	<p>前回の議論のときには、「『状況』と『主観』であるので、似て非なるものであるから並列させましょう」ということで議論を終わらせたのではなかったかと思います。</p>
委員	<p>いじり始めたらキリがありませんから。</p>
部会長	<p>もう、これはこのままでいきましょうか。後の言葉の選び方は、最後に全体をスキャンするときに引っかかれば直すということにして、前文はこのままとしておきますかね。</p>

	<p>それでは、目的に移って良いですか。目的はこの間結論を出していない部分があったと思うんですけど。</p>
委員	<p>この3つを絞らないといけないの？そのまま出しても良いと思うけれど。3つとも枠を赤くしているということは、全部最終案ということじゃないの。</p>
事務局	<p>3つとも枠を赤くしているというのは、事務局ではどれを最終案とすべきか判断できなかったからです。もちろん、目的は条例の中でも最も重要なパーツの一つでありますけれども、条例全体を見ていない状況の中でどれが良いという判断が出来るのかということもございます。</p>
部会長	<p>何かありますか。</p>
委員	<p>最後のセンテンスは全く3つとも一緒なので、要はそこにもっていく過程がそれぞれ3つの文章で違うんですが、一番上は同時進行型、二番目がスルー型、三番目がフィードバック型と私は自分で呼んでいるんですけども、一番上は基本原則を明らかにすることと自治の実現を図ることが同時進行ですよ。二番目は、基本原則を明らかにしていけば、自治が実現しますよと言っているんですね。三番目は、自治を実現したい、そのために基本原則その他を明らかにしますと言っているんです。</p> <p>「目的」の目的である、「自治の実現を図る」ということはもう、我々の共通認識として決まりましたから、後は並列でいくか、スルーでいくか、フィードバックでいくかの…。</p>
部会長	<p>文章の中身は…、文章の表現は違えているけれど、全体としての印象はあまり変化はないわけですよ。</p>
委員	<p>この3つの案は、文章は短いですから、3案並列で全体会にかけても問題はないんじゃないかと思いますよ。説明だけが今言ったように、自治の実現と原則を明らかにすることが同時進行ですよと言うのか、基本原則を明らかにしていく作業の中で自治が実現できますよと言っているのか、自治を実現するんだと、そのためには基本原則その他をきちっとしなければいけないんだと言うかという違いで、実際はそんなに変わりませんからね。</p>
部会長	<p>中身の深い議論にはならない、表現の違いだということですね。</p>
委員	<p>だから、3つとも出して「どれか好きなものを選んでください」でも良いんじゃないですか。悪いかな。</p>
部会長	<p>中身の議論は打ち止めにしておいて、後は全体のバランスなり表現をそろえるとか技術的なものが出たときに、「それはお任せしますから、よろしく」と言うことにするのかですね。</p>

委員	<p>少なくとも我々は、「自治の実現を図る」ということを共通認識として持ちましたからね、まちづくりを目的とするのか、自治の実現を目的とするのかという論議をして、自治の実現を目的とするということを決めましたから、一番肝心なことは決まりましたからね。</p>
部会長	<p>我々の意図することはそういうことなんだと、他の部会にもわかっておいてもらわないといけないわけですね。</p>
事務局	<p>よろしいですか。こちらの部会の方でそれほど大差がないというようなお考えであれば、例えば、一番上の案を部会案という形でお示しして、そして、それについてのご説明をしていただくと。</p> <p>これは多分、全体会の中で話をされてもですね、皆さん多種多様で意見が分かれると思うんですね。</p> <p>ですから、最終的には全部をまとめた中で、整理をしたときにどれが一番しっくりするのか、法的と言いますか、条例的に見て、どれが一番見易いのかというふうなことになるかと思しますので、こちらの部会でこれが一番しっくりくるんじゃないかなというのを選んでいただいて、それを案という形で全体会の中でお示しいただいた方が...</p> <p>協議をする時間も、全体会の中で素案を協議するのも、それほど長期間にわたってというのも難しいのかなという気もいたしますので、この辺は、こちらの部会でお決めいただいた方が、流れができてくるのではなかろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。</p>
部会長	<p>ということは、この3つのうちどれかを、プロポーズしておいた方が良いわけですね。</p>
事務局	<p>皆さんの総意でお決めいただいた方が...。その中で何かご意見が出ましたら、「このように3案出まして」ということで事務局の方で説明させていただいて、そこでまた選んでいただくということも可能であると思しますので、あまり大きな議論にもならないのではないかと思いますので、</p>
委員	<p>となると、(第1案)かな...</p>
部会長	<p>それでは、当部会の案はどれにしますか。</p>
委員	<p>私は、(第1案)が良いと思います。</p>
部会長	<p>(第1案)でよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(同意の声有)</p>
部会長	<p>それでは、当部会の案は(第1案)を最終見解としたいと思えます。では、次の基本理念ですけれども、これは何か異論は残っていますでしょうか</p>

	か。
委員	これは、前回議論したから…。
委員	これで良いと思うんですけども、「めざす」という表記は漢字を使うのでしょうか。
法制室	条文上は、通常漢字で表記するようであります。ただ、総合計画は敢えてひらがなを選択したということもございます。これは、「必ずこうでなくてはいけない」というわけではなくて、一応ガイドラインという認識をしておりますので、もし、全体会の中で「ひらがなの方が」ということになれば、ひらがなでもよろしいかなとは思いますが。
委員	わかりました。そういうことであれば良いと思います。
委員	<p>ちょっとすいません、「目的」で「協働によるまちづくりの基本方針を定める」というふうになっておりますけれど、「基本理念」のところでは3項の「協働のまちづくり」を基本理念とするのであれば、「協働のまちづくり」というのが目的に出てくるのはおかしいんじゃないでしょうか。</p> <p>「協働のまちづくり」をするために、何をするかと言うと「幸せな暮らしの実現を目指しますし、「市民権のまちづくり」、また他の何かであって、それができあがったときに「協働のまちづくり」になるんだから、ここの3項目に「協働のまちづくり」が出てくるのはおかしいんじゃないですか。何かもっと現実的なものが…。</p>
部会長	「協働」というのは手段でしたよね。
委員	ええ。「協働のまち」を大分市が作ろうとしておれば、それは、具体的には「幸せな暮らしの実現を目指すまち」、「市民権のまち」、「何々のまち」であって、そこに「協働のまち」であっては文章としておかしいんじゃないですか。
部会長	(目的の)「協働によるまちづくり」と(理念の)「協働のまちづくり」か…。
委員	<p>「目的」は、「役割並びに協働」でワンセットなんです。そして、それによるまちづくりの基本方針です。要するに、ポジション決めと、それとどう有機的につなげるかというようなことを表して役割を決めて、そして、一緒にやることが一つのセットなんです。</p> <p>だけど、句読点がどこにもないのと打ちようがないので、これをどこかに打っても難しいな。</p> <p>同じ言葉を、くどく使ったようにも見えますね…。</p> <p>法制室に聞いて悪いんだけど、「目的案」の逐条解説のときに、用語の一つ一つについて解説するようなことになる？逐条解説のときに、「執行機関の役割並びに協働による」という部分がどういう意味かということの説明することが</p>

	<p>出来るかどうか。</p> <p>「基本理念」のところの「協働のまちづくり」の逐条解説は説明しやすいよね。だけど、「目的」の中のように一つの単語として、文言としてだけ入っているものに逐条解説は付けにくいわね。</p>
法制室	通常は付けないですね。あまり細かいところは。
委員	そうすると、疑問が出たときに解決のしようがないよな。
委員	「目的案」の「協働による」を取れば良いんじゃないかな。
事務局	<p>ちょっとよろしいでしょうか。例えば今、委員さんが言われました言葉の関係でしょうけれども、「協働」という言葉を取ればですね、全体としてしっかり流れてくるのではなからうかと思えます。そうしますと、次の理念のところでもしっかり生きてくるのではないかというような、そんな気がします。</p> <p>いわゆるまちづくりの姿を描いたものですから、ここで敢えて「協働」という言葉を出さなくても、「基本理念」の中でしっかり書いていますので、まちづくりの形は「幸せな暮らし」、「市民主権」、「協働」とそういうことを明確に謳っていますので、「目的」のところでも改めて同じ言葉を謳う必要はないのかなという...、まあ法規的な解釈も一つあるんですけども、入っていても悪くはないと思うのですが、そういうことであれば、敢えて入れる必要もないのかなというような、そんな気がしています。</p>
委員	「目的」のところを取るとすれば、文章のつながりからすると、「市民、議会及び執行機関の役割を定めることにより」という形で、「並びに協働によるまちづくりの基本方針を」、ここまで全部取らないといけなくなる。
委員	その「協働による」だけをとっても大丈夫じゃないですか。「役割を定める」と、「まちづくりの基本方針を定める」、「役割とまちづくりの基本方針を定める」というように。
委員	いや、「役割とまちづくりの基本方針」って、「役割を定めることによって」なんだから。日本語がおかしにならないかな、そこで「並びに」から「基本方針」まで取ってしまわないと。「市民、議会及び執行機関の役割によるまちづくりの基本方針を定めることにより」じゃ、日本語はおかしいよ。と言って、ここで「協働」を残して、「基本理念」で「協働」を取ったら、逐条解説が出来ないから。
部会長	<p>「協働」という言葉をどこに入れるかは別として、『市民』と『議会』と『執行機関』が一緒になってまちづくりをやるときの姿が『協働』なんだ」と強調される言葉じゃないかと思うんですね、全体を見た場合に。</p> <p>手段なんだけれど、それが非常に重要視されている、スポットライトを浴びている状態だから...</p>

委員	<p>「ピッチャーを決めます、キャッチャーを決めます、全部のポジションを決めますよ、だけど全員野球ですよ」と言っているわけですね。</p> <p>だけど説明が出来ないから...。「何でこんなに2回言っているのか」って言われたときにつらい...</p>
委員	<p>すいません、「市民、議会及び執行機関の役割」は、どこにつながるんですか。</p>
委員	<p>「役割」を「定める」。「誰がどのポジションかっていうところまでは決めますよ」までは良いよね。</p>
委員	<p>そうしたら、もう一方は「まちづくりの基本方針」を「定める」、だから、二つを定めることによって、後の目的、「自治の実現を図る」を目的にするというふうに読ませれば良いんじゃないかな。</p>
委員	<p>そう読もうと思ったんだけどね、疑問が出たときに逐条解説が出来ないような状況では難しいよね。</p>
委員	<p>いや、だから「協働による」だけを外せば、役割については、どこかで「こういう役割なんですよ」って出てきますよね、「市民、議会及び執行機関」の役割っていうのは、後で。</p> <p>で、「まちづくりの基本方針」っていうのは、「基本理念」のところで出てくる訳でしょ。</p>
委員	<p>なるほど、「役割並びにまちづくりの基本方針」となると。「協働による」だけを取るんだな。</p>
委員	<p>「役割並びに『、』まちづくりの基本方針」とすれば。</p>
委員	<p>並びに「、」ね。</p>
委員	<p>そう「、」。「、」はいらないのかな。</p>
事務局	<p>「及び」とか「並びに」の後には普通は「、」を入れませんか。</p>
委員	<p>ああ。入れなくても良いかな。</p>
委員	<p>句読点はいらないかな。</p>
法制室	<p>条文上は、通常付けません。</p>
委員	<p>「、」を入れたらいけないのか。前の部分が「定めること」につながってこないんだな。</p>

委員	「並びに」という言葉の慣用句としての使い方だからか...。「協働による」を取っても悪くはないな。
事務局	私は、意味は十分通じるんじゃないかなと思うんですけども。「目的」そのものが「市民主体による自治の実現を図ることを目的」という形になっていますので、「そのためにはこうですよ」ということで、意味合いとすれば十分通じるのではないかなという気がしますけれども。
委員	そうすれば、「基本理念」が活きるんだな。
部会長	なんだか見れば見るほど奇妙な感じになってくるな...。「役割」っていうのはスタティック（静的）っていうか、状態を表しているんじゃないかって思うんですけども、「協働」っていうのは一つの運動理論なので...
委員	<p>そうなんですけれどもね、ここで「まちづくりの基本方針」ということで、「市民、議会及び執行機関の役割」と並列させる形にすれば、『『まちづくりの基本方針』の中に『協働』という言葉も含まれていますよ』というように使えますよね。</p> <p>そして、後で「基本方針っていう言葉が出てこないじゃないか」と言われたのは、後で文言の説明をする可能性もあるかもしれないけれども、「基本方針」っていうのは、「基本理念」と「基本原則」を合わせた方針ということで、語尾がつながりますから。</p>
部会長	そうすると、目的の方はそれで説明がつくとして、「基本理念」のところに出てきた「協働」っていうのは...
副部会長	この言葉は、ダブっていても良いんじゃないかなと私は思うんですけどもね。
委員	いや、ダブるとおかしいんですよ。
副部会長	おかしいですか？私はこれは強調すべきだと思うんですけども。
委員	「協働のまちづくり」のための「基本理念」が出ているので、おかしいじゃないですか。「協働」そのものの「まちづくり」じゃなくて、「まちづくり」に必要なものが「協働」なんですから。
委員	<p>「基本理念」で3つの理念がありますよね。そうすると、一番目と二番目の理念は、目的のときに言わなくても良いのかということになるんじゃないかと思うんですね。</p> <p>その三番目だけが大事なら、極端な言い方をすれば、まちづくりの基本理念は三番目だけになる、逆にこれが一番最初に来ることになると委員さん</p>

<p>法制室</p>	<p>の話を聞いていて思ったんですね。</p> <p>発言させていただいてよろしいでしょうか。「目的」と「基本理念」の条文の関係なんですけれども、「基本理念」の条文の1項が目的のどこに当たるかと言いますと、1行目の「本市における自治の基本理念」、この部分に該当するんですね。この中にいろんなものが含まれておりまして、「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり、市民主権のまちづくり、協働のまちづくり」と3つに集約されているというのが次の明らかにするということにつながると、それを受けて、それを実現するための「役割分担」であるとか、「協働によるまちづくりの基本方針」であるとかが後に細かく出てくると、そういう流れで考えれば、「目的」と「基本理念」の条文の両方に「協働のまちづくり」というものがあっても、さほど問題にならないのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>どうでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>「市民主体の自治の実現を図る」ために、「基本理念」があるんでしょ？だから、「目的案」の文章によると、「協働によるまちづくりの基本方針を定める」、「基本方針」は「協働による」、ごちゃ混ぜになっているでしょ。</p>
<p>法制室</p>	<p>条文として、「基本理念」と「基本原則」というものがあります。この部分までこの部会で議論されているんですけども、その後のほかの部会で議論されており、市民、議会、執行機関の役割分担でございますとか、協働のための手法であるとか、そういうものをつながってくるわけですね。</p> <p>それらの条文と並べてみたときには、あまり「協働によるまちづくりの基本方針」が、すなわち次の「基本理念」で言う「協働のまちづくり」であるというつながり方で捉えられる恐れはさほどないのかなというふうに思うんですけども。</p>
<p>委員</p>	<p>指摘されるまで気が付かなかったけれども、例えば、「市民、議会及び執行機関の役割並びに協働による」まで全部取ってしまっ、「～基本原則を明らかにするとともに、まちづくりの基本方針を定めることにより」というふうに文章をつないでも、全然、不完全なものにはならないだろう？</p> <p>不完全なものにならない中で「役割分担」と「協働」というものを持ってきたとする、「協働」は「基本理念」で出てくるけれど、「役割分担」は「基本理念」の中に出てこない、例えば「三権分立ですよ」という言葉は出てこない。</p> <p>とすると、それはちょっと文章としておかしくないかな。バランスを欠かないかな。</p>
<p>事務局</p>	<p>自治基本条例全体が出てきたときにですね、他所の部会が議論したことも当然くっついてくるわけですね。ただいま法制室長が申し上げましたとおり、議会の役割は議会基本条例によるのですけれども、執行機関の役割、市長の責務であるとかは後段で出てくるわけですね。条文としてですね。「協働のまちづくり」についても「市民参加・まちづくり部会」の中で、「協働でまちづくりをし</p>

	<p>ていきましょう」というのも、当然後段の条文の中で出てくるわけですね。</p> <p>そうなりますと、今、委員さんがおっしゃいましたとおり、目的の中でフレーズを取っても文章としては成立するんですけども、後段の条文を考えてみたときには、そこに「議会及び執行機関の役割」とか「協働によるまちづくりの基本方針」というのがあったとしても…。私が「目的」案を作った張本人であるからというのもあるんですけども、それほど違和感はないのかなと一つ思うのと、「基本理念」というのは最初に皆さんお話しいただいたんですけども「コンセプト」であるということをおっしゃっていましたので、そのコンセプトの中で、『協働のまちづくり』が今の大分市のまちづくりの考え方である」ということも皆さんおっしゃっていましたので、基本的なコンセプトの中には、「協働のまちづくり」という頭はあるんだよというのは並立するのではないかというふうに個人的には思うんです。</p>
委員	<p>僕も最初はそう考えたんだけどな。</p>
委員	<p>そうすると、「基本理念」で謳われる、「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」とか、「市民主権のまちづくり」は後の条文の中で出てくるんですかね。可能性はあるのかな。</p>
法制室	<p>具体的にそれをそのまま体现するというか、普遍したような条文はこれですというようなものはなかなか難しいと思うんですけども、「基本理念」を踏まえたものは、各条文の中に全体の条文を踏まえた考え方をしますということになるかと思うんですけども。</p>
事務局	<p>いずれにいたしましても、部会が始まった当初から、最終的には条文となったときに言い回しが良いのか悪いのかというチェック、フィードバックはもちろんあるということも、全体会からのフィードバックもあると、ですから、叩いて叩かれて条文になっていくということを今までも申し上げておりますので、これが部会の案として出たとしてもこれが完成形ではないというのは皆さんご承知のことと思うんですけども、例えばのご提案ですが、これを一つこの形でお預けいただいて、今までの「誤解をしやすい」とかというような表現とかがもしあれば、全体を一つに並べたときに修正をさせていただいて、「このような形ですけども」というようなご提示をさせていただくという手もあるかと思うのですが。</p>
部会長	<p>それはそうなんだけれども…。</p>
委員	<p>逐条解説は誰が作ることになるの。</p>
事務局	<p>逐条解説は、今の皆さんの議論を基にして、事務局の方で作っていきます。</p>
委員	<p>今の議論がそのまま出でて、全体会もすんなり通ってって言ったときに、逐条解説の中で、今しているこの議論についてちょっと触れておいてもらわな</p>

	いとつらいものがあるな。
事務局	それはそうですね。
委員	そういうことであれば、このままで。
	(同意の発言あり)
事務局	<p>例えば、5ページが一番上の枠では、「自治の基本理念」となっていますけれども、次の6ページでは「まちづくりの基本理念」というふうになっていて、これは両方とも「基本理念」のことを言っているんですけども、ちょっと表現にずれがあるというような部分もございます。</p> <p>これを「まちづくり」を「自治」に替えるとなると、また他との調整を考えないといけませんので、ちょっとこれを30分、1時間で詰めていくというのは困難かなと思います。</p> <p>場合によっては全体を並べてからの調整ということにさせていただくのか、事務局で気づく点があれば、修正案を提示させていただくということなら、ちょっとそのためのお時間をいただきたいなと思います。</p>
委員	ちょっとごめん、6ページの？
事務局	6ページの上には「本市は次に掲げる事項を、まちづくりの基本理念とする」という表現となっております、5ページは「自治の基本理念」となっているので、そうすると、「まちづくり」という表現になっていることによって、「まちづくり」というのがかなり結果的に多くなっていますので、この辺でちょっとダブリ感と言いますか、どこがどこにかかっているのかわかりにくいという状況が出ているのかなとも感じますね。
委員	その辺の文章の整合性は、どこかの時点で任せましょう。
事務局	<p>委員さんが言われた考え方というのは、ものすごく私は理解できるんですね。そして、『協働』をメインにまちづくりをするんだ」という考え方に立てば、「協働」の考え方があって然るべきじゃないかなという考え方も良くわかります。ただ、一つの心配は、「協働によるまちづくり」というふうな言い方をしたときに、「まちづくりは全て『協働』なのか」というような誤解を招きかねないところも出てくるんじゃないかなという気がします。</p> <p>ここのところが非常に重要なポイントだと思いますので、いったん、全部会から案が出揃いまして、それを全部揃えたうえで、最終的に担当が申しましたとおり、「まちづくりの基本理念」が良いのか、「自治の基本理念」が良いのかとかというような細かい調整が必要になってくると思います。</p> <p>ですから、考え方によって、意見が別れるというような状況になるかと思っていますので、そこは冒頭申し上げたとおり、全部出揃って、バランスを見たいうえで、事務局は事務局としての考え方を、もしかしたらご検討いただかなくて</p>

	<p>はいけないという形で整理をさせていただいたうえで、最終的に委員さんにご判断いただくという形をとらせていただきたいなというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（委員より「はい」の声）</p>
事務局	<p>ですから、ここは固定という形ではなくて、「協働によるまちづくり」のところを括弧で表して判断をいただくとか、そういうふうな工夫をさせていただきたいなと思いますけれど、そういうことでいかがでしょうか。</p>
部会長	<p>良いですかね、そういうことで。</p> <p>それでは「基本理念」のところはペンディングということで、先に進ませていただきます。次は「基本原則」ですか。基本原則については何かご指摘はありますか。</p>
委員	<p>これも（第2案）と（第3案）のどちらを採るかという話だな。</p> <p>これは、全体の条文のバランスからしたら（第3案）の方が、逐条解説が付くという前提に立てば、良いんじゃないですか。「市民総参加の原則」と言って、その下に「全ての市民がまちづくりに参加すること」とってこういうことで条文に書いてしまうと、市民から「馬鹿にするな」と言われそうな気がしますから。</p>
副部会長	<p>もう「市民総参加」で全部表せていますから、ダブらなくたって…。</p>
委員	<p>「基本理念」のところで項目ごとで書いているから、ここでも同じように項目だけしておいた方が…。</p> <p>注釈を入れると、「基本理念」のところにも「これはこういうまちづくりですよ」と入れないといけないような気になってくるので。</p>
部会長	<p>注釈のない方がすっきりすると。他にご意見はありますか。</p>
委員	<p>これもまあ、3案で組立てして、その次のページに逐条解説の案が出ているんですよ。その案も前回性別と年齢のところを論議して入れるようになって、これでほぼ完成じゃないかと思うんですよ。</p>
部会長	<p>解説抜きの箇条書きで、しかも9ページのやつですか…。特に何かありますか。</p>
委員	<p>私も（第3案）で良いと思うんですが、10ページの解説案の中で、「性別、年齢を問わず」となっています。これはこれで良いんですけども、どこかで法人とかそういう人も市民なんだと…、出てきましたよね。そうすると、その辺も含めて言わなくて良いのかなと、1項でも3項でも良いんですけども。</p>

委員	それは、市民の定義で全て包含されるじゃないの。「市民とは何ぞや」という中に。
部会長	そうですね。市民の定義の中に含んでいたですね。
委員	そうすると、ここで「性別、年齢を問わず」というと…。それだけを取り出すと、何か違和感はないですか。
委員	ここで言うと、法人には性別がないから？
委員	いや、「全ての市民」が、「性別、年齢を問わず」と言うと、「じゃあ、ここで法人とか団体は」というふうに逆になってくるんじゃないかな、「皆が参加できるんだよ」という市民が前で定義で規定しているんだから、その範囲内で終わらせておいた方が良くないかなという…。
委員	確かに、市民という言葉の定義を広げたからそういう問題が出てくるわな。逐条解説について、この3項に関して性別・年齢を入れるのは、別に矛盾はしていないと思うんだけど。1項で、全ての市民というところでこれは法人、その他入っているわけだから…。 むしろ、性別・年齢で区別しませんよという意味合いで入れているところだから…。
委員	性別・年齢「等」とか。
委員	うん…、でもそれは良いアイデア…。「等」を入れようよ、そうしたら口に出して言いたくない他の要素も含まれるよ。
部会長	性別・年齢「等」ですか。これは解説のところに入っているんであって、条文、本文には入っていないんですね。
委員	とりあえず、(第2案)か(第3案)かということであれば、(第3案)が良いんじゃないかと思うんですが、逐条解説の話は…。
事務局	ちょっとよろしいでしょうか。全く個人的な意見を言わせていただきたいんですけども、(第3案)は非常にさっぱりしていて、我々議論をしている状況から見ますと、好ましいなという感覚は確かにあるんですけども、各都市の「基本原則」を見ますと、当然「理念」というのはさらっと書いてあるところが多いようなのですが、「基本原則」は比較的言葉で説明しているんですね。ですから、それを見たときに中学生は無理としても、高校生が「市民総参加の原則」、「情報共有の原則」、「平等と機会均等の原則」という形を見たときに、どれだけイメージできるかということ考えたときに、当然、逐条解説を見ればわかるんですが、一番大きいのは条文を見てですね、なんとなくイメージができるという形が好ましいんじゃないかなというふうな気がしております。

	<p>確かにさっぱりしていて良いんですけども、自治基本条例が目指しているのが「わかりやすく」ということであれば、一定の説明があった方がより易しい条例になるという考え方が根底にありますので、そこらへんを踏まえて、大変失礼ですけども意見交換をしていただきたいなと思います。</p> <p>当然、よりわかりやすい逐条解説を作っていくつもりではあるんですけども、「『基本理念』と『基本原則』を見てもさっぱりわからない」ということになってしまっただけは、なんとなく寂しいのではないかと、これは全く個人的な意見なんですけれども、そのように思うのですから。</p>
委員	<p>そうしたら、逆にね、解説の部分をね、1項を「市民総参加の原則」と書かずに、「全ての市民がまちづくりに参加すること」、2項は「市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有すること」3項は「大分市のまちづくりにおいては、性別、年齢を問わず、全ての市民が平等で均等にまちづくりに参加できる機会を有すること」というように表した方が...</p>
委員	<p>それを主文にして、「それを括ればこういう意味ですよ」というふうに後ろに付ける...</p>
委員	<p>括弧の部分を含め。</p>
事務局	<p>他都市では、(第2案)のような書き方をしているところはいくつかあるようです。</p>
委員	<p>それは良いんだけど、委員の中から同じ意見が出るだろうと思ったから、出たら「ひっくり返す」という提案をしようと思っていたんですけども。</p>
事務局	<p>それは、皆さんで意見調整をしていただければと思います。</p>
副部長	<p>「市民総参加」というのは、キャッチフレーズみたいになっているから、良いんじゃないですかね。</p>
事務局	<p>ええ、「市民総参加」はわりと理解されやすいと思うのですが、「情報共有」と「平等と機会均等」がですね、どうしてもイメージしにくいところがあるんじゃないかなという、そういう感じは一面ではしております。</p> <p>当然、私たちは十分わかっているつもりなんですけれども、ただ、高校生とか一般の市民の方が見られたときに「なんなんだろう?」ということで、頭をひねるような状況があれば、本来の条例の目的を達しないところも一面あるのかなという、そういう一面もありますので、そういうところを議論していただきたいなと思います。</p>
委員	<p>そういう配慮をするべき条文にあるとすれば、音読みだけで並べるのではなくて、訓読みの方、大和言葉の方を主にというふうに...</p>

委員	今言われたように括弧でね、「全ての市民がまちづくりに参加すること『市民総参加の原則』」というふうにした方が…。
委員	親切な文章になると。要約付きで。
委員	「情報共有の原則」であれば、個人情報の共有っていうふうにとられないかな。今、私たちは町内会でご老人たちと話をしていても、個人情報の問題が出てきますから。
委員	いや、個人情報の共有とある意味捉えられても、それは良いんですよ。何も問題はないんです。必要な個人情報の共有はしますからね。 市役所の組織内でも、こういう個人情報はどこどこの組織で共有しなければならないと判断を下す機関がありますから。そこで判断して共有します。
部会長	本音と建前が一番乖離しているのは3項じゃないですかね。
委員	と思います。おっしゃるとおりです。だからむしろこれを入れることで特に行政に対して、努力義務を強くかけることが出来ます。 特に女性の社会進出ということにおいて言えば、九州全域、特に大分は遅れています。意識的にも、構造的にも、実質的にも遅れています。 現に市議会には2人しか女性議員はいません。
部会長	三項目それぞれレベルの違いはあるんだけど、それは（第3案）みたいにタイトルだけで並べると、誤解を拡大するような形になる可能性もあるわけですかね。
事務局	誤解を拡大するというよりはですね、やはりイメージしにくいというか、わかりにくいというか、意図するところが伝わりにくいという、そういうふうなマイナスの面もある、逆に言えばシンプルでさらっとしているということで良いんでしょうけれども、より、ここの原則のところでもわかりやすく説明するためには若干の説明をつけた方が易しいのかなと。ほとんどの自治体はここの原則のところである程度の説明はしています。 こういうように、3条くらいで終わっている事例はあまり見当たりません。「理念」というのはある程度上に掲げて進んでいくものですから、それを事細かに説明するのは難しい面は確かにあるかとも思いますけれども、「基本原則」は理念に基づいて、どうやって動いていくのかというのを説明するものがありますので、ある程度説明があった方が易しいのかなと。繰り返しになりますけれども、個人的な考え方が多分に入っていますけれども。
部会長	今のご意見について、どういうふうに受け止められますか。
委員	ですから、大和言葉を上の方にして、それを主文にして、要約すれば「何とかの原則」みたいな形にして。

事務局	<p>私が整理をする際にかぎ括弧を付けてしまったんですけども、他の自治体ではかぎ括弧が付かずに、「原則」の後ろに一つスペースを入れて後ろに説明をつなげているところもあります。</p> <p>自分でも今見て、委員の皆さんを混乱させてしまったかと...、かぎ括弧を付けたために、余計に下の説明と分離したように...</p>
委員	<p>いや、それはないわ。ということはね、つまり違う言語で、全く同じ意味のセンテンスを二つ並べるのが良いか悪いかという問題。</p> <p>極端に言えば、中国語と日本語を二つ並べて中国語が先かという話だよ。</p>
委員	<p>それともう一個はね、「～の原則」、「～の原則」としていて、この「原則」はいらんんじゃないかという気がするんだよね。他の自治体ではないところもありますよね。「市民総参加」とか、「情報共有」という言葉で終わらせているところとか。</p>
事務局	<p>それもありますし、もちろん、逆のところもあります。</p>
委員	<p>それを言うと、理念のところもそうだよ。</p>
委員	<p>いや、「市民総参加の原則」と言って、「全ての市民がまちづくりに参加すること」と言われると「そりゃそうだろうってちょっと怒ってしまうようなところがあるから、「市民総参加」って書いて「全ての市民がまちづくりに参加すること」ってあると「ああ、そうだね」とするっというような...。「原則」というと「この上に立っているんだ」という感じがね。</p>
部会長	<p>誤解を避けるという面と、ぱっと見てイメージがずっと頭に取り込めるというわかりやすさという面とその両方を、ちょっと手を加えた方が良いんじゃないかと、原則でバサッと切るだけじゃなしにした方が良いのかなと。</p> <p>そうかと言って、あんまり長ったらしくしたら、それはやはり、目の捉え方が落ちてくるので、あんまりすっきりしないなということなので...</p> <p>「原則」って付けるのが良いかどうかって言うのはあるんだけど、やっぱり説明が一つ入った方が、良いような気がしますけれどね。(第2案)みたいなことですかね。</p> <p>(第2案)のようなことになると、説明文がかなり短くてしかも印象深いものである必要があると思うので工夫がいると思いますけれども。</p> <p>どう思いますか。</p>
委員	<p>これ、このままひっくり返してもね、文章のスタイルが完結しているものだから、ひっくり返せば良いという問題でもない、ひっくり返すに当たっては文章をちょっといじらなければならなくなる。</p>
副部会長	<p>これ、まんま(第2案)で良いんじゃないですか。</p>

委員	うん、だからこの（第2案）でいこうよ。
副部会長	ね、（第2案）の方が良いと思う。
部会長	（第2案）でね。
委員	さっき言った、かぎ括弧を取って、ということで。
委員	スタイルはまた事務局で検討してもらおうということで。
部会長	あってもなくても良いんじゃないかなと思うんですけども。（第2案）で気になるのは、「平等と機会均等の原則」で、ここだけ「大分市のまちづくりにおいては」というただし書きが最初に入っているんですけども。これはどうですかね…。
委員	本当だ、これはいらぬよね。これは、取っても良いわ、それぞれにつけないといけなくなるし。
部会長	「全ての市民が、性別、年齢を問わず、平等で均等にまちづくりに参加できる機会を有すること」ということですかね。
委員	すいません、「平等と機会均等の原則」と言うと「そうだね」って思うんですけども、こういうふうに「平等で均等にまちづくりに参加できる機会を有する」というふうに言うとなんかちょっと、「均等」という言葉が違和感があるんですけど、どうですか。
部会長	「平等で均等に」というと、なんか違うような気がしますね、これ。 これは、「平等で均等に」とって取っちゃっても、「全ての市民が、性別、年齢を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること」で十分説明が付いていると思うんですけども。
委員	取るなら両方取らないとね。
委員	「平等と機会均等の原則」というのが前にあるから、これで「誰でも参加できるんだな」というのを改めて言葉にするときには「平等で均等に」が無くて。
委員	むしろ、後ろの「性別、年齢を問わず」が強調されるから良い。取ろうよ。
部会長	じゃあ、いいですか、この辺は。
	（「はい」の声）

部会長	すると、後は定義ですか。
委員	定義はもう...
事務局	定義は前回ご議論いただきましたので。12ページに整理したものを載せております。
委員	11ページを整理して12ページにしたんだよな。
委員	「手を取り合って」というのがちょっと...。これは条文になるんだよね。あまり条例にある言葉じゃないなと思って。
事務局	条文になります。
委員	それは「対等の立場」を嫌った以上、しょうがないよ。
部会長	特に何かご指摘はありますか。では、一応以上で...。事務局からは何かご指摘は。
事務局	特にございません。後は、本日大体の意見が出たということで、全体の条文が揃うまでは、部会を置いておくか、まだ何か議論をしていくか、どちらかというところですね。
委員	全体会はいつごろっていうのは？
事務局	今、委員の皆さんにアンケート、日程調整をさせていただいておりますので、6月議会終了後くらいですかね、皆さんが一番集まれる日を設定したいと思っています。決まり次第またお知らせします。
事務局	後は本日の議論の内容の念押しをさせていただいて、今日の部会をお開きにさせていただきたいと思います。
委員	全部が揃ったら、資料は事前にもらえるのかな。
事務局	出来ればというか、事前にお渡しをしておかないと、議論が出来ないと思いますので。事前にお渡し出来るようにがんばります。
委員	全体会を開いて、そこである程度いろんな話が出てきたらもう一回部会に戻るわけ？
事務局	そうなると思います。何も無ければ別ですけども。また前後のつながりとかで若干の調整があるかもしれませんので。

事務局	<p>「こういう方向でまとめてくれ」と事務局に指示をされるのであれば、事務局の方で、その指示に基づいて調整をさせていただくということは考えております。</p>
委員	<p>全体会というと、またいろんな意見が出てくるから、開いて一回部会に戻った後は、調整ということで、1,2回部会長さんの集まりの中で煮詰めてもらって、そうしないと全体会の中ではまとまらないよ。</p>
事務局	<p>一応、仮ですけれども素案みたいな形になりますので、次回の全体会からはですね、法制室長を始めとして積極的に法制室の立場で考え方を述べさせていただいて、それを基にご意見をいただいておりますね、もうまさに条文作りということで進めさせていただきたいなと思っております。</p>
委員	<p>それと自分がこれだけしゃべっておいて、こんなこと言ったら悪いんだけれども、どうせ議会にかかるんだし、そうなれば議会でも論議があるわけだから、全体会でも議員があまり発言しなくて良いようにしないと。副委員長を通じてよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>議員さんには当然途中段階ですけれども、9月議会、最終的には何月になるかわかりませんが、もし今年度中ということでありましたら、12月議会におきましてもですね、そこで提案させていただくのが一番望ましいんですが、状況的に難しくなるかもしれませんので、最新状況をお話しさせていただきながら、議決に向けて、整理をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>ですから、早速9月議会には報告させていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>それでは、本日の議論の内容の念押しというかおさらいをさせていただきたいと思います。</p> <p>前文につきましては、(第3案)を全体会に部会案として提案していこうということでご議論をいただいたと思います。</p> <p>ただちょっと、目指すもののところでご議論がありましたので、「豊かな自然環境～」のところですね、そのところは、「現在進行形である」というお話しもいただきましたので、そういった議論の経緯を逐条解説などで、こういった想いを込めているということを書いていくことを考えてみたいというふうに思っております。</p> <p>目的案ですけれども、(第1案)を部会案とすることをご了解をいただいたと思います。</p> <p>基本理念については(第2案)ですね。ただ、これについては、全体の案を見たうえで文言の調整があり得るということでのご了解であったというふうに思っております。</p> <p>原則ではありますが、(第2案)でご了解いただけたと。かぎ括弧については取った方が、とも思っております。</p>

<p>部会長</p>	<p>3項、「平等と機会均等の原則」については、「大分市のまちづくりにおいては」という出だしは、他のところも同じだというご指摘でございましたし、「平等で均等に」というところもタイトルとのダブリもありますし、取るということで。「全ての市民が、性別、年齢」の後に「等」をつけて、「区別をされずに、まちづくりに参加できる機会を有すること」とかいう形で調整ということであったと思います。</p> <p>言葉の定義については12ページの案でよろしいのでは、ということでしたので今の状態で整理をさせていただきたいと思います。</p> <p>また、次回の部会につきましても、全体会を経てからということでありましたので、今時点では素案の手前までということ部会を終了ということではよかったかと思えます。</p> <p>はい、ありがとうございました。他にご意見はありませんか。よろしいですか。今日は大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。</p>
------------	---